



# 報告事項2

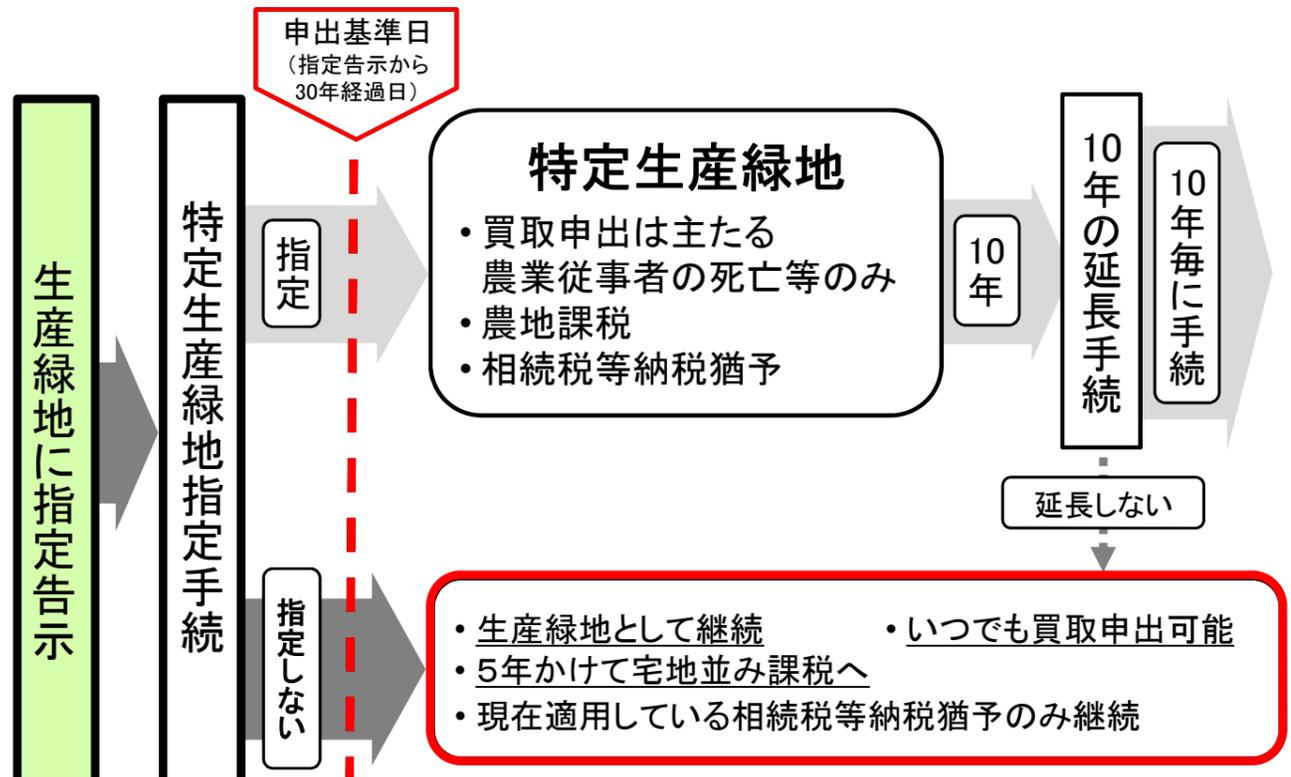
## 横浜市生産緑地地区指定要領等の改正について

### ■主な変更点

- 1 生産緑地地区の再指定
- 2 標識の設置

### ■背景

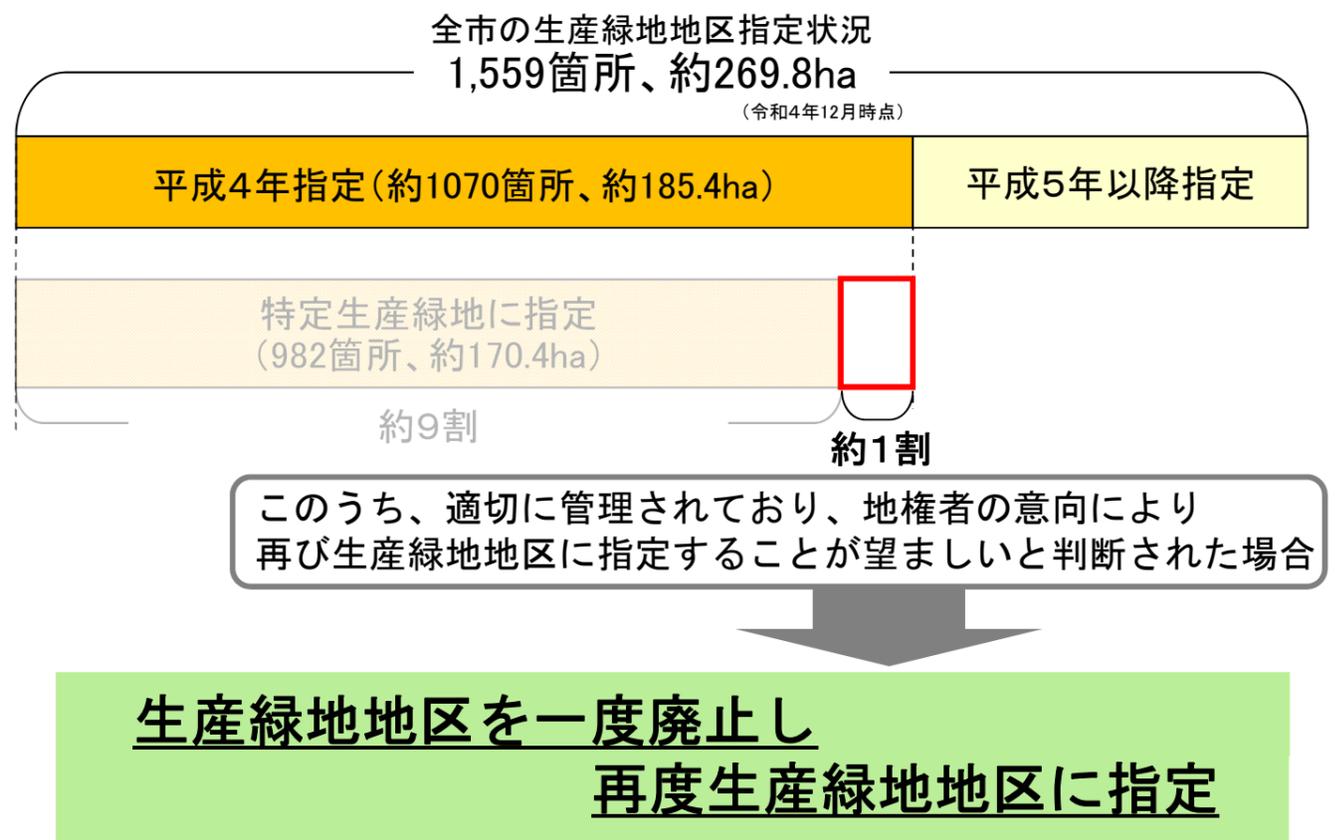
#### 特定生産緑地の概要



※ 30年経過後は、特定生産緑地に指定することはできない

### ■背景

#### 特定生産緑地の指定状況



### 特定生産緑地指定の手引き (令和4年(2022年)2月改定)

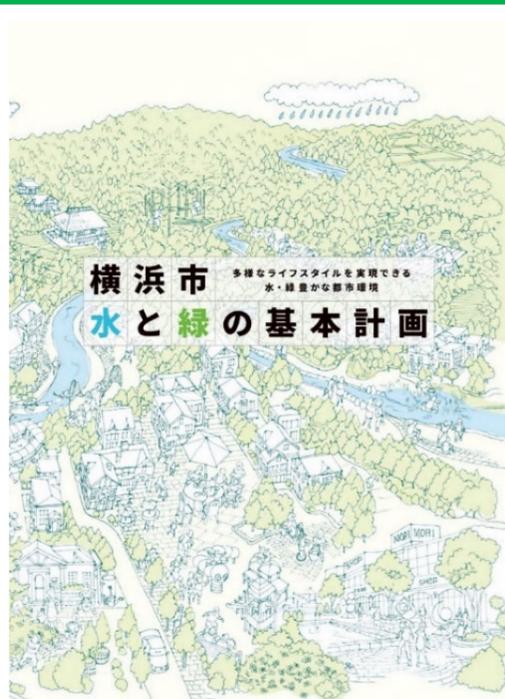
国土交通省 都市局 都市計画課 公園緑地・景観課

#### 《特定生産緑地に指定されなかった生産緑地の取り扱い》

Q. 生産緑地地区を一度解除したが、農業を続け、適切に管理されている場合、生産緑地地区への再指定は可能か。

A. 一度解除された生産緑地においても、適切に管理されており、地域の実情に応じて生産緑地として指定することが市町村として望ましいと判断した場合には、再指定は可能であると考えております。

### 横浜市水と緑の基本計画 (平成28年(2016年)6月改定)



#### 〈市街地の市民に身近な農地における取組方針〉

第4章2(5)

魅力的な住環境の創出や地域コミュニティの形成、災害時の利用などを図ることのできる都市部の貴重なオープンスペースとして、生産緑地地区の指定など市街地に残る農地などの保全・活用します。

### 特定生産緑地担当者会議 (令和4年(2022年)2月)

国土交通省 都市局 都市計画課

Q. 特定生産緑地に指定されず申出基準日を経過した生産緑地について、当該生産緑地の所有者の変更等を理由に、再び生産緑地地区に定めること(再指定)は可能か。

A. 当該生産緑地の所有者の変更等の状況の変化により、現に、農林漁業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合には、当該生産緑地を安定的に保全する観点から、都市計画決定権者の判断により、当該生産緑地地区を除外する都市計画の変更を行い、再び生産緑地地区に定めることは可能です。

### 【横浜市生産緑地地区指定要領】

#### 2 指定基準 (1) ウ **新設**

生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日から起算して30年を経過した農地等で、かつ、特定生産緑地(法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地をいう。以下同じ。)に指定していない農地等について、再指定(既決の生産緑地地区の廃止及び生産緑地地区の再度の指定を同時に行うものをいう。)をする場合

生産緑地地区に再指定できる

- 1 生産緑地地区の再指定
- 2 標識の設置

**生産緑地法 第6条**

(令和4年(2022年)6月改定)

市町村は、生産緑地地区に関する都市計画が定められたときは、その地区内における標識の設置その他の適切な方法により、その地区が生産緑地地区である旨を明示しなければならない。

**都市計画運用指針**

(令和4年(2022年)1月改定)

～市町村は、その地区が生産緑地地区である旨を明示することとされている。  
明示に当たっては、当該地区内に標識を設置する方法のほか、例えば、市町村のウェブサイトへの掲載等、地域の実情に応じて適切と考えられる方法で行うことが可能である。この場合、その地区が生産緑地地区であることを第三者が容易に認識できるように留意すべきである。

**【横浜市生産緑地地区指定要領】**

**現行 4 (1) 標識の設置**

生産緑地地区の都市計画を定めたときは、生産緑地法第6条に基づき、市はその地区内に標識を設置するものとする。



**改正案 5 (1) 標識の設置**

生産緑地地区の都市計画を定めたときは、生産緑地法第6条に基づき、市はその地区内が生産緑地地区であることを横浜市ウェブサイト上の横浜市行政地図情報提供システムにより明示する。



横浜市行政地図情報提供システム iマッピー